

## 和解あっせん料金規則

平成21年11月11日改定・施行

平成26年9月1日改定・施行

平成30年3月26日改定・施行

### (目的)

第1条 この規則は、一般財団法人ソフトウェア情報センター（以下「センター」という。）の仲裁、中立評価、単独判定及び和解あっせん事務規程（以下「事務規程」という。）第16条第2項の規定に基づき、ソフトウェア紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）における和解あっせん料金の支払について必要な事項を定める。

### (用語)

第2条 この規則において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、事務規程及び和解あっせん手続規則において使用する用語の例による。

### (料金の種類)

第3条 紛争の当事者から徴収する料金は、次のとおりとする。

- (1) 申立手数料
- (2) 期日手数料
- (3) 成立手数料
- (4) その他の費用

### (申立手数料)

第4条 申立人は、センターに対し、和解あっせん手続申立書を提出する際に、別表に掲げる申立手数料を納付しなければならない。

- 2 申立手数料は、和解あっせん手続の申立てを受理した後は返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、あっせん人が選任される前までに申立てを取り下げたとき又は相手方が和解あっせん手続の依頼をしないときは、第1項で納付された金額から1万円（税抜き）を差し引いた額を返還する。
- 4 申立人は、申立額を増額した場合、元の申立額に該当する申立手数料との差額を支払わなければならない。

### (期日手数料)

第5条 当事者は、センターに対し、和解あっせん手続の期日又は準備期日について、それぞれの期日が開催される前までに、それぞれ別表に掲げる期日手数料を納付しなければならない。

- 2 一方の当事者が、他方の当事者の期日手数料を負担する旨をセンターに対して同意し、

他方がこれに異議を述べない場合には、一方の当事者は、自らの料金に加えて他方当事者の期日手数料を納付しなければならない。

- 3 当事者間に期日手数料の負担割合についての合意がある場合には、合意した負担割合に基づき、期日手数料を納付しなければならない。

#### (成立手数料)

第6条 当事者は、和解が成立した場合には、センターに対し、和解契約書に示された解決額に対して、紛争額（申立額から当初相手方が認めた金額を引いた額をいう。以下同じ。）を基準にして各当事者（申立人及び相手方）が得た利益の額（解決利益額という。申立人の解決利益額は、解決額から当初相手方が認めた額を引いた額をいい、相手方の解決利益額は、申立額から解決額を引いた額をいう。以下同じ。）について、別表に掲げる基準により算出した成立手数料を、各自が納付しなければならない。ただし、成立手数料の額は事案に応じて減額することができる。

- 2 解決利益額を算定することが不能又は困難な場合は、紛争解決センター長は、あっせん人の意見を聴いて、事案の内容、背景、当事者の事情、和解あっせんの経緯その他の事情を勘案して、500万円、1,500万円又は3,000万円のいずれかを解決利益額として成立手数料を算定することができる。
- 3 成立手数料の納付額に金1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 当事者は、成立手数料を和解契約書の送達前に納付しなければならない。

#### (その他の費用)

第7条 和解あっせんの審理に要する、速記、通訳、翻訳、鑑定等の費用、証人の日当、仲裁人等が出張したときの旅費、日当、宿泊費及び会議室借料、その他の諸費用については、費用発生時にあっせん人が暫定的に申立人又は相手方の負担額及び負担割合を定め、各当事者はそれに従ってセンターに諸費用を納付しなければならない。

- 2 あっせん人は、前項に規定する費用について、あらかじめ当事者に概算額及び積算内訳を提示し、その内容について当事者から同意を得なければならない。
- 3 あっせん人は、和解あっせん手続を終了するとき当事者の置かれた状況、事案の性質その他の事情を勘案して、これらの費用について当事者の負担額及び負担割合を変更することができる。

#### (納付の方法)

第8条 紛争解決センターに対する金員の納付は、一般財団法人ソフトウェア情報センターの指定する銀行口座への振り込みにより行うものとする。ただし、申立手数料については、この限りでない。

(消費税に相当する額)

第9条 この規則で定める料金の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき紛争解決センターの役務に課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から適用する。

この規則は、平成21年11月11日から適用する。

この規則は、一般法人設立の登記の日（平成23年4月1日）から適用する。

この規則は、法務大臣による変更の認証を受けた日（平成30年3月26日）から適用する。

## 別表

申立手数料 (第4条)	1件につき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立額が1,000万円までの部分：10万円</li> <li>・申立額が1,000万円を超え、10億円までの部分：100万円ごとに3,000円</li> <li>・申立額が10億円を超える部分：1,000万円ごとに5,000円</li> </ul>	
期日手数料 (第5条)	1当事者が1回につき	10万円	
成立手数料 (第6条)	1件の紛争額(*1)に対する、1当事者の解決利益額(*2)につき(Aは解決利益額)	500万円以下	12万円
		500万円超-1,500万円以下	12万円+ (A-500万円) ×0.025
		1,500万円超-3,000万円以下	37万円+ (A-1,500万円) ×0.02
		3,000万円超-5,000万円以下	67万円+ (A-3,000万円) ×0.015
		5,000万円超-1億円以下	97万円+ (A-5,000万円) ×0.012
		1億円超-10億円以下	157万円+ (A-1億円) ×0.0052
		10億円超-50億円以下	625万円+ (A-10億円) ×0.001
		50億円超-100億円以下	1,025万円+ (A-50億円) ×0.0005
		100億円を超える場合	1,275万円+ (A-100億円) ×0.0002
解決利益額の算定が不能又は困難な場合は、500万円、1,500万円又は3,000万円のいずれかを解決利益額として成立手数料を算定する(第6条2項)。			
会議室借料	1期日に使用する借料(3部屋)	実費	

※上記料金には、消費税は含まれていない。

\*1 紛争額とは、申立額から当初相手方が認めた金額を引いた額

\*2 解決利益額とは、紛争額を基準に、申立人、相手方それぞれが解決額に対して得た利益の額

申立人の解決利益額：解決額から当初相手方が認めた額を引いた額

相手方の解決利益額：申立額から解決額を引いた額